

この土地は私のものではない、この土地は私そのもの ——オーストラリア先住民の権利回復の背景——

キーワード：先住民、オーストラリア、先住権原、和解、土地権

窪 田 幸 子*

This Land Is Not Mine, This Land Is Me:
The Development of Aboriginal Recognition in Australian Society

Key Words : indigenous people, Australia, native title, reconciliation, land rights

KUBOTA Sachiko

In Australia, it is a widely shared notion that aboriginal people have strong, spiritual and unique relationships to Land. In 1992 in Australia, the so called Mabo Judgement was delivered in the High Court. It is regarded as a major development in the Australian law. The principles of this judgement were implemented by the Native Title Act 1993. This is actually a huge development for Aboriginal rights. It is interesting to see the historical development which eventually led to this judgement and how these historical incidents effect the enlargement of the recognition of Aboriginal notions concerning the land. When you look back on history, it is clear that the acceptance of Aboriginal people by mainstream society improved from the late 1980s to the 1990s, during which time Aboriginal people started to claim land rights and gradually gained recognition. This paper will explore how notions concerning Aboriginal land and spirituality have developed, and how they are becoming shared by wider mainstream Australian society.

* 広島大学総合科学部

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. はじめに | 4.1 博物館と先住民 |
| 2. マボ判決と先住権原法 | 4.2 メディアとアボリジニ |
| 3. アボリジニと土地についての認知 | 5. 和解にむけて |
| 4. オーストラリア社会におけるアボリジニ
表象の変化とその背景 | 6. おわりに |

1. はじめに

先住民の権利に関する状況は、20世紀の終わりに大きく変化した。カナダ・イヌイットのヌナブト準州の成立、ニュージーランド・マオリへの補償金の支払い、フィンランド、ノルウェーのサーミ議会、などなど前世紀の前半には考えられなかったような先住民の権利を条件付きながら容認する動きが各地で展開されてきている。オーストラリアのアボリジニの先住権を認める動きも、こうした流れの中にあるもののひとつと位置づけられるだろう。1993年に成立した先住権原法の成立によって、全国でアボリジニの先住権原が認められる可能性が出てきた。先住権原は英国法の概念を基礎としているが、権原（タイトル）とは「具体的権利の発生根拠」を意味し、先住権原から派生する具体的権利が「先住権」ということになる〔細川 1997〕。先住権原は、その領域の使用権、占有権、入域権、そして発言権などをふくむ射程の広い概念である。先住権原法が成立してから10年になる2003年1月までに、総計1541件の先住権原申請がだされている¹⁾。その多くは地域が重なり合っており、これまでに申請がだされた範囲はオーストラリア国土全体の87パーセントにおよんでいるという²⁾。このうちこれまでに決定が出されたものは45件であり、うち31件について先住権原が存在することが認められている³⁾。

2000年にオーストラリアで開催されたシドニーオリンピックの開会式では、アボリジニの人々の存在が大きく取り上げられた。そこでは、アボリジニがオリンピックの開催されるスタジアムの土地の精霊を歌と踊りで呼び起こす、というストーリーラインがとられ、アボリジニの人々と大地の精霊との独自なつながりが強調され

1) 国立先住権原審判所 (National Native Title Tribunal) のホームページから。
<http://www.nntt.gov.au/>

2) *The Sydney Morning Herald* (July 3, 1999)。

3) 45件の結論が出たものの内訳は以下の通りである。先住権があると認められもの31、ないとされたもの14。話し合いにより結論が得られたもの26、訴訟によって結論が得られたもの10、反対が全くなく結論に至ったもの9である。<http://www.nntt.gov.au/>

窪田 この土地は私のものではない、この土地は私そのもの

た構成だったといえる。このことは、現在オーストラリアにおいてアボリジニの人々がどのように認知されているかをよく表していた。この開会式に典型的にあらわされたように、アボリジニの人々が大地や自然との強い精神的紐帯を持つ、ということは現在のオーストラリアにおいて広く受け入れられている認識なのである。そしてこのことは、アボリジニの先住権原と直接に関係している。このようなアボリジニについての理解はどのように形成され、人々に共有されるようになったものなのだろうか。

第四世界とよばれる彼らであるが〔ピーターソン 2002〕、第一世界である国家の中に位置づけられたアボリジニの人々は、20世紀の終わりになって特別な存在として認知されるようになってきた。国民国家にとって、福祉の対象として社会的負荷であるとともに、同時に国家的シンボルとして扱う動きが明確にある。オーストラリア社会に属する人々のあいだに共有されるようになった「アボリジニは国家のシンボリックな存在である」という認知は、社会経済的環境と歴史のなかで構築されてきたものである。そしてその認知には、「大地との精霊を介した独自のつながりをもつアボリジニ」というイメージが含まれている。先住権原という、国家が先住民の権利を認めるために策定した枠組みによって、アボリジニの人々の独自の土地とのつながりは、公式のものとして認められることになった。それは、もちろんアボリジニの個別具体的な実践を基礎として生まれてきたものであるが、それが公式な形をとり、流通するということは、どのような意味を持つのだろうか。それは主流社会⁴⁾側での認知の変化のみにはとどまらない。

オーストラリア北部のアーネムランドはアボリジニの土地である。ここにくらすアルフレッドは、数年前、筆者に土地について語ってくれたことがある。自分の属する父系クランの土地の神話を繰り返し語った後に、彼はこうつけ加えた。

「白人は、この土地は誰のものだ?と聞く。あの川からここまでが自分のもの。だから、他人は入ってはいけない、という。私たちの土地はそういうものではない。この土地はわたしのものではない。おじいさんのものでもない。私たちは白人のように土地を所有するのではない。この土地は私なのだ。この土地はおじいさん自身なのだ。白人はいくら言ってもそのことが分からないんだよ。」

地域の個別の文脈が、国家という全体に回収されてゆき、回収された枠組みが主

4) 1788年以降、オーストラリアに入植移民してきた。ヨーロッパ系の住民を基礎とする非先住民系の社会をここでは、オーストラリアの主流社会 (mainstream society) と便宜的によぶこととする。

流社会におけるアボリジニについての認知を変え、そしてそれがさらに地域に影響をあたえる。アルフレッドの語りには、そのような場でたちあられる具体的なせめぎあいを表われているように思われる。アボリジニの権利回復の背景にある動態を考える。

2. マボ判決と先住権原法

オーストラリアは、アボリジニに対する政策に長い間力を注いできたことは間違いない。特に1970年代以降は、彼らの権利を拡大する方向に向かってきた。その意味でオーストラリアは先住民政策先進国と呼ぶことができる〔細川 1997〕。なかでも、1992年の通称マボ判決は、非常に大きい一歩と評価されるものであった。

1992年6月3日に、連邦最高裁でブレナン裁判官によって、マレー島の訴訟にたいする判決がだされ、200年間否定されてきた先住民の慣習的土地権を認め、オーストラリアの法制度の中でも先住民の土地所有制度が継続して存在する、とする判断がしめされた。これまではオーストラリアは、白人が入植するまでオーストラリアはテラ・ヌリス、無主地であった、との立場をつらぬいていた。この判決は、アボリジニの先住権原を認める歴史的判決として大きく注目をあつめ、マボ判決と通称されるようになったのである。この裁判は、1982年、クィーンズランドのマレー島(Murry Island)の権利をめぐり、エディー・マボ氏を中心とするメリアンの人々のグループが権利申請の訴訟をおこした時にはじまったものである。これに対して、長い間、クィーンズランド政府は否定的な対応をしてきていた。1985年には、Queensland Coast Islands Declaratory Act 1985を制定し、1879年の段階ですでに英国によってマレー島を含めた島々はクィーンズランドの一部に編入されていた、という判断を示した。クィーンズランドのトレス海峡にある島などの住民の先住権は抹消されたとするものであり、補償請求の権利も否定する内容であった。しかし、1988年にオーストラリアの最高裁は、この法律が人種差別撤廃法1975に矛盾する、と判断し、この法令を却下した。この流れが、マボ判決につながっていったのである。

マボ判決では、彼らの土地を英国が領土としてクィーンズランドに組み入れた時代に、メリアンの人々は不住ではなかったことが認められた。彼らの島が常に居住されてきたこと、メリアンの人々によって排他的に所有されてきたこと、彼らが永久的なコミュニティーに独自の社会的政治的組織をもって暮らしてきたこと等を証

窪田 この土地は私のものではない、この土地は私そのもの

拠として認めたのである。この判決において示された先住民の土地への権利が先住権原である。

マボ判決は、先住民が大地との伝統的なつながりを維持している場合先住権原が認められ、この権利は入植によって自動的に消えるものではなく、政府による正式で有効な交渉によってのみ抹消されうるものであるとした。つまり、「英国が政治的主権をもつ」のであるが、このことが先住権原を抹消するものではなく、入植後、各植民地政府が英国下付（Crown grants）地としたり、自由保有（Freehold）権や貸与保有（Leasehold）権などを与えた場合のみ、その土地の先住権原は抹消されている、という判断を示した。（ただし、1975年以降の先住権原の抹消は人種差別禁止法に触れるため無効である。）こうした決定をしたマボ判決は法律革命であるといわれた。そしてこの判断に基づいて、翌年先住権原法が制定され、土地審判所などの法的手続きが整備された。

このように先住権原とは、アボリジニとトレス海峡諸島民⁵⁾の土地と水域についての伝統的な法と慣習にしたがって、自らの土地との関係を維持している場合に認められる権利である。伝統的な土地の使用、占有などを含み、ある地域への入域権であったり、居住権であったり、利用権であったり、また第三者がどのようにその地域を使うのかを決定することに参画する権利であったりする。つまり、先住権原は、単なる土地権ではなく、非常に広く多様な権利の概念であり、かつ個人に認められる権利ではなく、先住民の集団に対して認められるものなのである。

ここで、この論文に関わって重要と思われるのは以下のポイントである。この判決では、マレー島のメリアンの人々は、「白人の入植以来、彼らの伝統的慣習にしたがった大地とのつながりを維持してきたので」、マレー島の領有、使用、享受の権利を持つと認められた。つまり、この判断によって、アボリジニの独自の土地との紐帯のありかたが公に認められたのであり、この考え方にのっとって翌年には、それが法制化されたのである。

それでは、先住権申請とその内容を詳しくみるため、具体的事例を紹介してみることとしよう。これは1996年のニューサウスウェールズ州の北東海岸部、クレストヘッド地域でのデングッチ（Denghutti）の人々の先住権原申請のケースで、法令決定後初めて先住権原の合意に至っている。この申請に関わったのは、40家族、

5) オーストラリアの先住民には、オーストラリア本土に暮らすアボリジニと、クィーンズランド州北部の島嶼部に暮らすトレス海峡諸島民（Aboriginies and Torres Strait Islanders）の双方が含まれる。

5000人であり、申請範囲は、12.4haであった。そのうちの5分の1はすでに政府が開発業者に売却済みの土地であった。

デングッチの人々はこの申請のために、まず家系図を作成した。約20の家族について、学校記録、出生、死亡、婚姻記録から家系図を再構成したのである。これによって、1840年代以前から、人々がここに住んでおり、白人が入植してきた以降も、継続的に暮らしていることを証明したのである。また、彼らは、言語が維持されてきたことも証明した。現在のデングッチ語と1887年に記録された人類学者スペンサーによる単語リストを照らし合わせることで、単語が一致している部分を指摘した。その他の証拠を含め、デングッチの人々は伝統的な土地とのつながりを継続して持っていることを証明するに足る十分な根拠を示したと判断されたのである。

その結果、連邦裁判所は、その12.4haについての先住権原を認定した。すでに売却されていた19区画、5haの補償金として73万8000ドルがデングッチの人々に支払われた。そして、そのほかの35ブロックの販売について、将来的に12パーセントの補償金を支払うことが決定された。

3. アボリジニと土地についての認知

先住権原法が成立したことによって、現在のオーストラリアでは特定の土地について先住民の伝統的なつながりが認定される可能性があり、そうなった場合、当該の土地を利用している／利用しようとする政府や業者は補償金の支払いに応じなくてはならないかもしれない。そのため、先住権原法が成立して以降、鉱山会社などの業者は急激に先住権原を現実のものとして対応し、妥協するようになってきている。数多くの申請が提出される中で、アボリジニの先住権原をめぐる話題は日常的なものとなり、新聞やテレビで取り上げられることも増加した。それと平行して先住権についての人びとの間の認知度もあがってきたといってよい。ただし、このような先住民の伝統的な土地とのつながりについての理解はマボ判決によって突然に成立したものではない。

先住権原法に先立って、1976年に成立した先住民土地権（北部準州）法（The Aboriginal Land Right (Northern Territory) ACT 1976）がある。この法律は州法であり、その意味では影響力は少ないようにも思われる。しかしその成立にかかわる経緯をみると、それ自体がオーストラリア主流社会でのアボリジニの土地との紐帯への理解をうながし、そうした背景が先住権原法につながっていったと考える

窪田 この土地は私のものではない、この土地は私そのもの

にいたるいくつかの要素が見られる。アボリジニの土地との独自の紐帯についての人びとの認知は、この州法の成立と大きな関わりがあると考えることができるのである。

オーストラリア北部には、アーネムランドとよばれる大きなアボリジニの土地がある。北東アーネムランドには、キリスト教メソジスト派ミッションによって1922年にミリングンビ、1935年にイルカラ、1942年にガリウインク⁶⁾の各セツルメントが建設された。1940年代の終わりにそのミッションセツルメントのひとつ、イルカラの近郊で、ボーキサイトが発見され、鉱山の開発申請がだされた。アーネムランドは当時アボリジニのリザーブに指定されていたにも関わらず、政府はミッション上層部との話し合いだけで、鉱山会社に対して1951年に開発許可を与えた[Wells 1982]。

鉱山開発予定地域は、イルカラのアボリジニたちにとって重要な聖地が多く含まれる地域であった。実際に試掘が始まって事態を知ったアボリジニたちは、当時のイルカラ・ミッションの主任監督とダーウィンの福祉局に対して鉱山開発中止を訴えた。主任監督のウェルズは、アボリジニを蚊帳の外においたこうした政府と教会の対応を批判し、アボリジニに協力し、ミッションの上層部への抗議行動を展開した。そして、政治家へのロビーを行うとともに、さかんに南部のマスコミに情報を送り、世論に訴えた。その結果、オーストラリアの北の果てで起きたアボリジニの聖地の危機というこの事件は、広く南部の白人たちの知るところとなり、人びとの興味も広がっていった[Wells 1982]。ウェルズは、中央の政治家に現地視察を依頼した。こうした世論の盛り上がりのなかでイルカラにやってきた政治家たちを、アボリジニたちはそれぞれ自分の聖地につれていき、神話的な土地とのつながり、土地の自分たちにとっての精神的重要性を説明したという。このとき、アボリジニたちは自分たちの描く伝統的絵画があらわす土地との神話的なつながりについても説明した。これに感銘を受けた政治家たちは国会への陳情書を樹皮画で提出することを薦めたという。この助言にしたがい、有名な樹皮画の陳情書が作成され、オーストラリア下院に対して送られたのである。これをうけて下院は、調査委員会を組織し、7人の調査委員がイルカラを訪れた。そこでは、公開聴聞会がひらかれ、女性2名をふくめたアボリジニの代表者が伝統的な土地とのつながりについて説明し、聖地の地理的な位置、その神話的つながりについて証言が行なわれた[Williams

6) 筆者が調査を行っているのは、このガリウインクを中心とする地域である。

1986]。

しかし、公聴会は行われたものの、開発は続行されていた。こうした状況のなか、1968年、イルカラのアボリジニたちは州裁判所への訴訟に踏みきった。1970年には、ダーウィンの裁判所で審議がおこなわれた。イルカラから6人のアボリジニの長老、2人の英語のできるアボリジニの若者、アボリジニの言語を話せるミッションの白人1人が裁判所へおもむき、2週間の裁判にたちあつた。この裁判では、この地で調査をかつて行った人類学者であるバーント教授（Prof. R.M. Berndt）とスタナー教授（Prof. W.E.H. Stanner）が証人として証言台にたった。そして彼らの論文や著作の内容が証拠として審議されたのである。そこでは、彼らの社会生活の基礎である父系クランの構成、クラン間の関係、クランへの帰属関係、その構成、クランと神話との関係、相続、権利とクラン、親族関係、出自、などが細かく検討された。たとえば、クランの呼び名はMatha, Mala, Bapurruのうちどれが適切であるのか、その3者の間のちがいはなにか、クランが絶えたときはどうするのか、クランの権利とされる神話やそれを象徴する聖なる彫刻を受け取るのはどのクランか … などなど、あたかも社会人類学者が調査で聞き取る内容のようなものであつた〔窪田 2003 b〕。

1971年にこの裁判は結審され、アボリジニ側の提訴は棄却される。しかし、この同じ判決で、アボリジニの土地に対する伝統的権利という訴えをオーストラリアの法体系でとらえる際の枠組みの欠如が述べられ、ウッドワード判事によるアボリジニの土地との精神的つながりについての王立調査委員会が組織されたのであつた。この報告書は4年後に提出され、この進言に基づき、1976年にアボリジニ土地権（北部特別州）法が成立したのである。これは、オーストラリアで初めてアボリジニの土地権を認める法律であつた。さらに、この法律にもとづいて土地委員会（Land Council）がつくられ、アーネムランドなどは保護区からアボリジニの土地となつたのである。

土地を奪われるという苦悩の訴えからはじまり、アボリジニによるはじめての訴訟は、その経過、判決とともに細かな経緯が逐一南部のマスコミで報道された。その関心が大きかったことは、イルカラの土地権闘争をテーマとして映画「緑の蟻の夢見るところ（Where The Green Ants Dream 1984）」がつくられたことにも現われている。このように、アーネムランドでの鉱山開発へのアボリジニの反発、アボリジニによる土地権訴訟裁判とその後に続く委員会による調査、そして初めての土地権法の制定という一連の事件は、オーストラリアの主流社会の注目を集めた。こ

窪田 この土地は私のものではない、この土地は私そのもの

の事件は、アボリジニの土地との神話的、精神的なつながりの強さと、その所有関係をめぐり彼らの複雑な親族関係にもとづく規則があることを、主流社会に印象づけたことになる。それはアボリジニには彼らの文化に根ざした数万年にもおよぶ歴史があり、白人の価値観とは異なる独自の大地との精神的紐帯を持っているのだ、という理解であった。この一連の事件を通じて、北部のアボリジニの精神的支柱としての土地という概念が主流社会で受け取られ、その後オーストラリア全体におけるアボリジニの精神世界についての理解の基礎となっていくということが重要な点であろう。

この裁判をきっかけとして、アボリジニの土地の所有母体が個人ではなく、クランであること、土地とかかわる神話や儀礼を実践していること、所有権の継承論理があるという認識が専門家だけではない人々の知るところとなっていく。こうして、アボリジニの土地とのつながりについての理解が、ある一定の形をとることになったことはまちがいない。それは同時にアボリジニ自身によっても共有されることになったのであり、この考え方にもとづき、それぞれの地域での権利に関わる訴訟が起こされていったのである。そしてそれがさらに大きな国家という範囲にまで及んでゆく転機がマボ判決であったといえるだろう。

4. オーストラリア社会におけるアボリジニ表象の変化とその背景

土地権についての法制度の整備は、もっとも端的にオーストラリア社会において先住民の権利が拡大されていく状況を示しているものといえるが、これは一方的な政府による政策決定のみに限定されず、アボリジニについての理解が法制度の展開とともに広がっていったことが重要である。つまり、社会の認識の変化を背景としてこうした法的制度は変化してきたとも言えるのであり、そう考えると、法的理解が一般に受け入れられることを支える社会の変化があったといえるのかもしれない。そのような変化はオーストラリア社会の様々な部分でみることができる。ここでは、とくに博物館とメディアにおいてみられる先住民に関わる変化をとりあげてみよう。

4.1 博物館と先住民

オーストラリアの博物館と先住民との関係は、1980～90年代に大きく変化した[窪田 2003a]。第一に、1980年代中頃から、人骨や儀礼に関わる秘密性の高い遺物の返還の動きがはじまった。これまで科学主義の名の下にオーストラリアの各都市の

主流博物館が収集、収蔵、展示してきたアボリジニの人的、文化的遺物を、アボリジニのコミュニティーに返還するという動きであった。こうした動きをうけて、オーストラリア博物館協会は1991年にアボリジニの委員をふくめた特別委員会を結成し、博物館とアボリジニの関係についての討論を2年間かけておこない、1993年にアボリジニと博物館の関係のあり方についての公式の指針を発表している[Council of Australian Museums Association Inc. 1993]。

このなかでは、遺物返還の方針だけではなく、展示計画製作においてアボリジニがどのようにかわるべきか、博物館でのアボリジニの雇用、アボリジニの博物館利用、博物館におけるアボリジニの訓練、というようにアボリジニと博物館とのあるべき関係についての細かな進言が述べられている。このころを境として博物館におけるアボリジニ表象も大きく変化した。

1990年代の終わりには、多くの主流博物館で先住民に関する展示替えがおこなわれた。これは2001年の連邦成立百年にあわせて、そしてとくにシドニーでは、2000年のオリンピックにあわせて企画されたものが多かった。そこでは先の博物館委員会の指針に従って、展示計画が練られた。その結果として、ほとんどの博物館でアボリジニの扱いは増大し、過去の彼らの生活を再構成するようなかつての展示から、白人入植後の歴史的経緯とともに現在に生きる彼らの姿を伝えることを試みた展示がおこなわれるようになったのである。そして、それらの展示では、彼らの重要な文化的遺産としての神話、儀礼、そして絵画が必ず取り上げられ、彼らの精神的で独自の世界観が強調された。とくに接触以降現在に焦点を置く部分では、白人による迫害の歴史、強制的子どもの引き離しとミッションでの生活、そして権利回復運動が必ず取り上げられた。なかでも土地権（ランド・ライト）をめぐる活動ははずせないものとして多くの展示で、重要な部分をしめていた。

このように、博物館においては、先住民との関係をめぐって1990年代までにおおきな変化があったのであり、展示におけるアボリジニの扱いの変化は、オーストラリア社会のなかでアボリジニの存在をこれまでとは違ったイメージで顕在化させた。そこでも、アボリジニの神話的な土地とのつながりの語りが強調されたのである。

4.2 メディアとアボリジニ

前節で、北部準州の土地権法の成立の背景として、マスメディアの存在があったこと、またこの裁判の経緯をプロットとして映画がつくられた事に触れたが、これらのことは、情報がアボリジニの社会における位置に、いかに大きな影響をもった

窪田 この土地は私のものではない、この土地は私そのもの

かを示している。マスメディアにおける先住民の表象のされ方はオーストラリア社会全体でのアボリジニへの認知、理解を考える上で重要なファクターである。

博物館でのアボリジニの扱いが変化したのと同様に、マスメディアにおけるアボリジニの扱われ方、アボリジニのかかわり方、そしてその登場の頻度も1980年代になってから大きく変化したといわれる。映画やテレビにアボリジニが登場することは1970年代までは稀なことであり、登場する場合は典型的な「野蛮な人びと」としてのあつかいであった。

1980年代、オーストラリアのメディアの大きな話題は「サテライト」であった。広大な大陸の隅々まで情報を均等に行き渡らせるために、テレビ用の人工衛星の導入が大きな目標とされたのであった。しかし、サテライトが導入されることは、アボリジニにとって危機的な事であると主張する人々もいた。サテライトによって辺境のアボリジニの暮らす地にもテレビがもたらされ、アボリジニ文化に壊滅的な打撃を与えることになるのではないかという議論である [Molnar and Meadows 2001]。

メディア、なかでも特にテレビに関わっては、アボリジニに関わる動きは1980年代に多方面で活発に見られるようになる。まずは、アボリジニによるビデオ制作とテレビ局である。現在アボリジニがビデオ制作をおこない、テレビに番組を供給しているプロダクションはいずれもこの頃に設立されている。まずはアリススプリングスのカーマ (CAAMA) プロダクションである。1980年にラジオ局をスタートし、84年頃からビデオ制作も始めた。また、1985年にはイエンデム (Yendemu) とアーナベラ (Earnabella) にそれぞれメディア会社が作られた。このようなこの地域での活発なビデオ制作に関わる状況を基礎として、1989年にはアボリジニのテレビ局インパージャ (Imparja) がアリススプリングスに設立された [Molnar and Meadows 2001]。

一方で、オーストラリア政府のアボリジニ省 (Department of Aboriginal Affairs 当時) は1987年にBRACS (Broadcasting for Remote Aboriginal Communities Scheme) というメディアに関わる政策をうちだした。これは先のサテライトによるアボリジニ文化への影響への対抗策として考え出されたものであった。200人以上の人口規模の遠隔地のアボリジニのコミュニティに対して、ラジオ・テレビの放送コントロール設備と放送設備を設営するものであった。サテライトによって無制限に流れ込むことになる情報を、各コミュニティが主体的にコントロールする事をめざして行われたプロジェクトであった。1991年までに80のコミュニティに

BRACSの設備が設営された [Molnar and Meadows 2001]。

主流テレビの側でもこの時期に変化が見られる。多文化主義の立場を推進する SBS (Special Broadcasting Service) では、1980年にはじめてアボリジニの映画製作者を雇用し、80年代の中頃にはアボリジニの番組を作り始めた。これは、移民文化、言語は取り上げるのに、先住民言語はとりあげていないというアボリジニ側からの批判にこたえたものだった。1989-90年に、アボリジニ制作チームによる30分番組を38番組制作し、ゴールデン・タイムに放映した。また1991年にはアボリジニ部門を設立した。SBSは、その後もアボリジニ番組を取り上げる姿勢を継続している。

それに対して日本のNHKに当たるABC (Australian Broadcasting Corporation) は、テレビではほとんど先住民への関与がみられない。1984年に調査提言をうけ、先住民の現状改善にテレビに果たす役割が示唆されているが、ほとんどこれに答えているとはいえない。それでも1987年には、アボリジニの番組を制作・購入するプログラム部門を立ちあげ、1990年代に入ってから、アボリジニのドキュメンタリーなどアボリジニによる制作の番組を流すようになっている [Molnar and Meadows 2001]。

このように見てくると、1980年代後半から1990年代にかけて、博物館、マスメディアのいずれにおいてもアボリジニの存在が表面にあらわれるようになり、その頻度も扱いも急激に拡大したことがわかる。この時期は、北部準州の土地権法の成立から先住権原が認められてゆく流れとも合致する。国際世論からの影響も受けながら、オーストラリア国内においてこの時期、大きくアボリジニについての理解が変わり、土地とアボリジニの精神性についての典型的なストーリーが人々に共有されていったといえるのである。

5. 和解にむけて

これまで見てきたように、オーストラリア主流社会におけるアボリジニにたいする理解と態度は1980-90年代に大きく変化した。しかし、それは全く問題なく順調に進んだとはいえず、その権利を拡大的に認める先住民政策をめぐる、主流社会とアボリジニの意識の間にある種の溝が存在し続けていることもまた事実である [細川 1997]。オーストラリアには常に一定の保守的な勢力があり、移民者や先住民の権利を制限しようという方向性も常に存在する。その人々の立場からすると先

窪田 この土地は私のものではない、この土地は私そのもの

住権原法は行きすぎの法律であった。

1996年3月に保守党のハワード連立内閣が誕生する。その年、さらに人々を驚かせることになる判断が最高裁から下された。12月のウィック判決である〔Farley 1997〕。これはクィーンズランド北部のウィック（Wik）の人々を中心として出されていた先住権原認定申請にたいして、農場貸与保有地やほかの借地保有の土地に先住権原が併存するという判断を示したものであった。マボ判決では明確にされていなかった既に借地となっている土地についても先住権原は消滅していないという判断である。これは多くの牧場主たちをあわてさせた。

1997年5月ハワード連立政権は、ウィック判決は土地利用の危機であるとしてこれに強く反発し、アボリジニの交渉権への制限、水域を先住権原請求対象からのぞくこと、請求期限の設定などを含む10項目の対抗案を閣議提出した。そして、この対抗案を修正した形で提出された先住権原法の修正案が1998年に最終的に議会を通過した。この修正案は、先住権の抹消という結果を生む可能性をもつものであり、これまで行われてきた議論によって認められるようになってきた先住民の権利について、時間の針を大きく巻き戻すものであった⁷⁾。

さらにもう一つの主流社会とアボリジニとのあいだの大きな問題は、盗まれた世代（Stolen Generation）問題である。同化政策のもと、1940年代から60年代にかけて行われてきた、のべ約10万人の混血を中心とするアボリジニの子供を、家から強制的に引き離した政策である。当時、混血の子どもはより白人に近い存在と考えられ、アボリジニの生活環境から離して、白人の家庭やキリスト教ミッションの施設で教育する事で、同化を促進しようとするものであった。この施策の対象となったのは、現在25歳以上のアボリジニの10パーセントにおよぶといわれる（1994年の統計局資料による）。1997年にNSW政府は、1940-69年の間に8000人が家から強制的に引き離されたことを認め、実際の数字はもっと大きかったであろうと述べている。この問題については人権機会均等委員会による全国的な調査がおこなわれた。この調査委員会は、1997年に“Bring them Home”という調査報告書をまとめている〔Human Rights and Equal Opportunity Commission 1997〕。このなかで、アボリジニの子供たちが精神的肉体的迫害を経験し、加えて自己の文化的ルーツを失った

7) 1998年の修正案は、国連の人種差別撤廃委員会によって審査され、国際的人権擁護義務を侵害するものと指摘されている。国連委員会は、1999年3月に、この修正案について、人種差別主義だとして、否定的なレポートを提出。オーストラリア政府に対し、法律化を延期し、アボリジニとの対話を行うよう要請。政府は即座にこの調査結果を拒否した。

り、肉親との関係を絶たれたりと現在にもその精神的苦痛が続いていることを明らかにしている。報告書では、政府の公式謝罪、何らかの国家による補償、そして国のSorry Dayの設立を勧告している。しかし、今までのところ補償が認められたケースはなく⁸⁾、1997年、ハワード首相は、個人的には同情の念を表明するものの、国家としての公式謝罪も補償も行わない、との立場を明らかにした。

このように、現状を細かく見ると、アボリジニの権利への認知と理解が問題なく進んでいるところか、実際には、主流社会とアボリジニの権利回復の流れのあいだにはかなりの齟齬があることが分かる〔細川 1997〕。そうしたなかで行われたシドニーオリンピックの開会式で、アボリジニの存在が大きく扱われたことに対し、政府のパフォーマンスにすぎないとの批判が出たのもこうしたことを背景としている。このような主流社会にのこる意識のずれや偏見をうめるために、この時期動かされていたのが和解委員会（Council for Aboriginal Reconciliation）であった。これは、過去の歴史によって不利益を被ってきたアボリジニとトレス海峡の人々の状況について、オーストラリアの先住民としての独自の立場と歴史的経緯について、主流社会の人々による正しい理解をうながし、国家の和解文書と国家の法律においてそれを正式に認めさせることをめざしていた。主流社会がアボリジニの現状とその歴史的社会的背景について正しく認知することで、アボリジニの社会経済的立場の回復につとめ、主流社会と先住民の人々がともに未来に向かって対等なオーストラリアの国民として、21世紀のオーストラリアを構築していく基礎を作ろうとするものであった。

1991年から10年間にわたって行われたこの委員会では、アボリジニ、トレス海峡民と他のオーストラリア人との間のこのような和解のプロセスを奨励、振興しようとしてきた。なによりも、先住民の文化とその達成を評価することに基礎をおき、アボリジニとトレス海峡諸島民のオーストラリアの先住民としての独自の地位を評価し、彼らが被っている不利益について、是正する動きを援助することも、活動に含まれていた。オーストラリア政府は、1991年にこの委員会を組織した。オーストラリア全土から25人のアボリジニの委員が選出された。委員会は3期にその目標を分けており、1991年から94年は、世論の和解への理解と認知をひろげることを、1995年から97年は和解の成果を示すことを、そして1998年から2000年には、委員会

8) 「盗まれた世代問題」としては最初の訴訟となった、ダーウィンの北部準州裁判所がテストケースとして扱ったMs CubilloとMr.Gunnerの補償についての訴訟は、証拠不十分であるとして2000.8.11に棄却された。〔The Sydney Morning Herald (Aug 11, 2000)〕

窪田 この土地は私のものではない、この土地は私そのもの

がなくなった後も和解の動きが続くよう、和解に向けた人々の活動を援助することとしている。この委員会は、1999年末にその進言を含めた報告書を提出し、2000年1月1日に解散している。

現政権はアボリジニの権利回復にあきらかに消極的であり、その言動はこれまでの成果を台無しにするようなものであるという批判も多い。しかしこの社会では近年、和解委員会などの動き、一部の公からの謝罪⁹⁾など、アボリジニに関する多様な動きが継続して見られる。そしてそのたびごとにアボリジニのテーマが取りあげられ、注目をあつめ、広くオーストラリアの人々の共感をよぶこととなった。こうして、アボリジニについての知識が人々に共有されることになってきたと言ってよいだろう。特に2000年には、こうした和解にむかういくつかの明確な動きが見られた。

2000年5月27日に「シドニー湾をわたる和解行進 (Reconciliation Walk Across Sydeny Harbour)」がおこなわれた。これは、和解委員会の呼びかけで組織されたもので、「コロボリー2000」とよばれた。シドニー湾を横切るハーバーブリッジをこの日の午前中、車を通行止めにし、湾の北側から南に向かってアボリジニとの和解の気持ちを込めて行進するデモが行われたのである。この催しには25万人の人が集まった。人々はそれぞれに、アボリジニの旗とオーストラリアの国旗を掲げたり、アボリジニカラーのシャツを着たりして歩いた。橋の上にはオーストラリアの国旗とアボリジニの旗が飾られ、空には飛行機雲でSORRYの文字がくっきりと描かれた。この企画に参加した知人は、「参加したのは本当にいろいろな民族的背景の人々だった。みんなでそろって、我々はこの日をSORRY DAYだと思っている、と示したのさ。すばらしい経験だったよ。」と語った。こうした「和解の行進」は、現在もオーストラリアのあちこちで散発的につづけて行われている。

また、似通った和解のデモンストレーションとしてHands Onというものがある。これは、公園などの広場で行われる展示である。アボリジニの色を表す赤、黄、黒のプラスチックの板を手の平の形にきりぬき、そこに和解のメッセージと名前を刻んだものをたくさん並べてたてる。無数の手形を並べることで和解の気持ちを示そうとする企画である。これはインターネットで参加できるのが特徴で、アボリジニに対する和解の気持ちを名前とともに登録すると、そのメッセージと名前を刻んで

9) 1999年8月26日に連邦議会は、公式宣言として「盗まれた世代」問題に関して、公式謝罪を行った。“deep and sincere regret for past injustice to Aborigines” (ABC News Online <http://abcnews.go.com/1999年9月10日>)

もらえる。手形はアボリジニの岩壁画に多用されるモチーフである。このデモンストレーションも継続的に各地で行われているという。こうした動きは、政府の否定的な動きの一方で、一般の人々の間には、われわれはSORRY と思っている、という意志表示をする人々が少なくとも一定数はいる事を示しているのである。

6. おわりに

1980年代、最初にオーストラリアを訪れた頃と比べると、アボリジニについての主流社会における理解は大きく変化した。差別的な視線や彼らを社会的負荷と見る視線は少なくとも表面に出てくることは希になり、彼らをオーストラリアの文化の一部として認め、しかも独自の価値あるものとしている語りが圧倒的に増加した。政治的、経済的にも影響の大きな先住権の問題は、人々の注目を集めるのに十分な話題であり、多くの人々がアボリジニのことに興味を持たざるを得ない状況を作ったことは間違いない。こうした一連の状況の中で、アボリジニ独自の土地との神話を介した紐帯のあり方が強調され、主流社会の人々に認知されるようになったことは、本論で見てきたとおりである。

筆者が調査を行っているアーネムランドは、1976年に成立した北部準州の土地権法によって、オーストラリアの中でもいち早くアボリジニの権利が認められた地域であった。10万平方キロメートルのアーネムランドは、この法律によってアボリジニの土地となったのである。従って、1993年に成立した先住権原法の影響は少ないと当初考えられ、実際のところ、先住民権原法の範疇での申請や訴訟は北部準州では数件のみである。しかし、それにもかかわらず、調査地では、土地に関わる主張や語りに出会うことが先住権の話題が出てから圧倒的に増えた。

本論の最初に紹介したアルフレッドの語りからは、主流社会の土地所有のあり方と、自分たちの土地とのつながりのあり方を相対化していることが伺える。アーネムランドに暮らす彼にとって、今、改めて土地を守ったり、土地権を主張したりする必要はない。しかし、「土地が奪われる」「白人に我々の土地とのつながりを分からせなくてはいけない」といった語りは近年増加し、外部者にわかりやすく語る努力がみられる。それは、テレビなどのメディアや主流社会でみられるアボリジニについての語りと無関係ではないだろう。アボリジニの土地との紐帯についての理解が主流社会で公のものとなり、それが共有されることで、地域社会におけるアボリジニの人々の語りにも反対に変化が生まれている。そのような総体的な、相互に影

窪田 この土地は私のものではない、この土地は私そのもの

響を与え続ける変化のせめぎあいの中で、「和解」は少しずつ、しかし確実に進展していると思われるのである。

参考文献

- Council of Australian Museums Association Inc.
1993 *Previous Possessions New Obligations: Policies for Museums in Australia and Aboriginal and Torres Strait Islander People*. Council of Australian Museums Association Inc.
- Farley, R.
1997 Wik-The Way Forward, In C. Watson ed., *Land, Rights, Laws: Issues of Native Title no. 13*. Native Title Research Unit.
- Human Rights and Equal Opportunity Commission
1997 *Bringing Them Home*. Commonwealth of Australia. Human Rights and Equal Opportunity Commission.
- Kauffman, P.
1998 *Wik, Mining and Aborigines*, NSW, Australia: Allen & Unwin.
- Keen, Ian
1994 *Knowledge and Secrecy in an Aboriginal Religion*. New York: Oxford University Press.
- Molnar, H and M. Meadows
2001 *Songlines to Satellites: Indigenous Communication in Australia, the South Pacific and Canada*. Annandale, NSW: Pluto Press Austlaria.
- Morphy, H.
1991 *Ancestral Connections*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Wells, E.
1982 *Reward and Punishment in Arnhem Land 1962-1963*. Canberra: Australian Institute of Aboriginal Studies.
- Williams, N.
1986 *Yolngu and Their Land*. Canberra: Stanford University Press and Australian Institute of Aboriginal Studies.
- 窪田幸子
2003a (出版予定) 「実現しない地域博物館——ポストモダンの先住民とアート」林勲男編『先住民と博物館』風響社。
2003b (出版予定) 「神話と土地をめぐる地域の語りとその変化——オーストラリア・ヨルング女性と先住権原」田中雅一・松田素二編『ミクロ人類学』世界思想社。
- 細川弘明
1997 「先住権のゆくえ——マボ論争からウィック論争へ」西川長夫・渡辺公三・マコーマック、G. 編『多文化主義・多言語主義の現在』人文書院。
- ピーターソン、N.
2002 「近代国家の中の狩猟採集民」小山修三・窪田幸子編『多文化国家の先住民』世界思想社。